

米国の政府機関閉鎖と債務上限

先月から年初に見られた米国株式市場の下落の背景の一つに米国政府機関の(一部)閉鎖が指摘されています。現状、暫定予算の期限切れにとどまれば、影響は限定的と見られますが、債務上限期限が迫りつつある点などは気がかりです。

トランプ米大統領: 国境危機で民主党に予算の通過を訴える。緊急事態宣言はせず

トランプ米大統領は2019年1月8日(日本時間9日午前)にホワイトハウスの大統領執務室から約10分間のテレビ演説を行い、メキシコとの国境警備の追加予算を議会に認めるよう求めました。

ただ、ツイッターで示唆していた非常事態の宣言による国防予算での壁建設への言及は控えました。

どこに注目すべきか: 政府機関閉鎖、暫定予算、壁、債務上限

先月から年初に見られた米国株式市場の下落の背景の一つに米国政府機関の(一部)閉鎖が指摘されています。現状、暫定予算の期限切れにとどまれば、影響は限定的と見られますが、債務上限期限が迫りつつある点などは気がかりです。

まず、過去に主な(市場に影響が見られた)債務上限問題や政府機関の閉鎖に関連したイベントとして、11年と13年のケースを振り返ります(図表1参照)。

11年8月のケースでは、オバマ大統領(当時)が債務上限引き上げ期限直前の8月2日に債務上限引き上げを柱とする法律に署名しました。瀬戸際で債務不履行は回避されましたが、大手格付け会社1社が米国国債を(初めて)格下げし、その後市場が2週間程度混乱しました。

13年10月は暫定予算の成立が遅れ、政府機関の一部が10月に2週間以上にわたり閉鎖されました。格付け会社は政府機関の閉鎖などの経済的影響として、市場の混乱もあり、10-12月期のGDP(国内総生産)成長率を(年率)0.6%引き下げたとの推定を公表しています。

ここで政府機関閉鎖と債務上限を、現在の動きを踏まえて区別します(図表2参照)。

昨年12月22日より米国が直面しているのは政府機関の閉鎖です。米国は18年10月に19年度会計期間が始まりました。ただ、予算についてはメキシコとの国境に壁を設ける費用を含まない暫定予算で運営されてきましたが、21日に期

限切れとなり、政府機関の一部が閉鎖となっています。トランプ大統領がテレビ演説で訴えたのも、壁建設費用を含めた予算を成立させ、政府機関閉鎖を解消する意向です。ただ、民主党のペロシ下院議長の反応を見ても過去最長に迫る政府機関閉鎖の解消に時間がかかることも懸念されます。

もともと、政府機関の一部閉鎖の場合、利払いなど国債関連業務や、軍事などの主要業務も維持されることから、経済への影響は相当長期化しない限り小幅と思われる。

むしろ懸念は債務上限問題です。債務上限は米国国債などの債務残高の上限枠というイメージで、上限を引き上げるには議会の承認などが必要です。仮に引き上げが出来なければ国債の新規発行が止まり、債務不履行の危険が高まるからです。なお、3月1日の期限が到来しても、米財務省の資金繰り、いわゆる「特例措置」でしのぎ、債務不履行は回避されるものと思われる。ただ、この資金繰りの実態は儉約であり、その意味では財政の引き締めでもあることから景気への影響が懸念されます。

図表1: 米国短期国債(Tビル)利回りの推移



図表2: 米国債務上限問題に関連した主な動き

月日	イベント	注目内容
11年8月5日	米国債格下げ	S&Pが米国債をAAAからAA+へ格下げ
13年10月16日	政府機関閉鎖 市場動揺	債務上限引き上げ成立が瀬戸際で債務不履行は回避も市場動揺
18年1月20日	政府機関閉鎖	1月22日までと短期的
18年10月1日	19年度開始	9月末に成立した暫定予算(壁予算を含まない)で運営
18年12月22日	政府機関閉鎖	暫定予算期限切れで、一部政府機関閉鎖
19年3月1日	債務上限期限	連邦債務に関する法定上限の適用が19年3月まで停止されている

出所: ブルームバーグ、各種報道等を参考にピクテ投信投資顧問作成

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。